

高级日语系列教材

王健宜·主编



高级

日语泛读

王健宜 魏建平 张季芸
编著

南开大学出版社



高级日语系列教材

高级日语泛读(上)

(附参考答案)

主 编	王健宜
编 著	王健宜
	魏建平
	张季芸

南开大学出版社

图书在版编目(CIP)数据

高级日语泛读. (上) / 王健宜主编. —天津: 南开大学出版社, 2005. 8

ISBN 7-310-02137-1

I. 高... II. 王... III. 日语—阅读教学—高等学校—教材 IV. H369.4

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2004)第 065112 号

版权所有 侵权必究

南开大学出版社出版发行

出版人: 肖占鹏

地址: 天津市南开区卫津路 94 号 邮政编码: 300071

营销部电话: (022)23508339 23500755

营销部传真: (022)23508542 邮购部电话: (022)23502200

*

南开大学印刷厂印刷

全国各地新华书店经销

*

2005 年 8 月第 1 版 2005 年 8 月第 1 次印刷

787×1092 毫米 16 开本 10.75 印张 270 千字

定价: 20.00 元

如遇图书印装质量问题, 请与本社营销部联系调换, 电话: (022)23507125

序 言

《高级日语系列教材》是为高等院校日语专业高年级（本科三、四年级以及研究生一、二年级）专门编写的，全套教材由语言基础、文学文化、口笔翻译、国情知识四个部分组成，共 12 种 14 册。它们分别是：《高级日语精读》（上、下）、《高级日语泛读》（上、下）、《高级日语口译》、《高级日语笔译》、《高级日语写作》、《高级日语听力》、《日本文学史》、《日本古典文学》、《日本近代文学》、《日本现代文学》、《日本历史》、《日本文化》。

本套教材中的《高级日语精读》是天津市“十五”规划教材的重点项目，它以全新的体例和结构，展现了教材编写的新思路，反映出日语教学领域以教材引领的教学改革的积极探索。同时，《高级日语精读》以全新的视角和全新的选材，为日语教学本身提供了更为丰富的素材。它的 12 个单元 36 篇文章，从关注中国和日本、关注世界、关注人类的大视野出发，既有物质世界的问题，也有精神世界的问题；既有现实的思考，也有未来的展望。每个单元的文章都精挑细选，话题前卫、语言鲜活、视角独特、特色鲜明。《高级日语精读》既是本套教材的标志性成果，也是其他各册教材的编写宗旨。

本套教材的另一个特色是，有些教材是迄今为止国内外首次尝试编写的创新教材。例如，《日本现代文学》，在研究日本近代文学的基础上，勇于探索日本文学领域出现的新情况，着力在第二次世界大战结束、日本战败以来的文学发展过程中梳理出一条清晰的日本文学和社会的脉络，对于我们认识和把握日本文学和社会具有重要意义。

本套教材在体系上的规范也具有独到之处。例如，文学领域由《日本文学史》、《日本古典文学》、《日本近代文学》、《日本现代文学》四册构成，体系清晰、完整，对日语专门人才培养具有指导和规定性的重要意义。又如，《日本古典文学》、《日本近代文学》、《日本现代文学》均由若干课构成，打破了传统的编写模式，突出了课堂教学的特点，主题突出、目的明确，便于教学活动的开展和检查。

本套教材是南开大学日本语言文学学科 30 多年来开展的丰富多彩的教学、科研活动的一个缩影，也是我们理论联系实际，一切从教学出发的一次探索和尝试。由于我们水平有限，教材中一定有很多缺点、谬误，诚恳地希望学界同仁和广大读者给予批评、指正。

主编 王健宜

2005 年 5 月于南开园

本书特色

1. 选材新颖，视角广阔。本书选取了政治、经济、文化、教育、体育、科技、社会、娱乐等多方面的文章，文章的难度逐渐加深，文字精彩、生动活泼。学生可以通过阅读这些文章，自然地学会快速阅读的技巧。
2. 注重使用，讲求实效。本书选取的有些文章，如中日关系的三个政治文件等，不仅对于学习日语的学生是十分重要的基础知识，对于从事对日工作的其他人员也是非常必要的备查文件。而在其他书中，很难查到这些文件。因此，本书具有工具书的性质，可以成为学生的保留书籍。
3. 检测水平，步步提高。本书每课都设有检测性的练习，学生可以先做练习，检验自己的水平，通过检验找出差距，然后有针对性地开展学习。每篇考题都以百分计算，学生很容易对自己的实际阅读水平作出正确的估计。这对于参加其他考试很有帮助。
4. 编排合理，使用方便。本书考虑到课堂教学和读者业余自学的需要，对语法、表达、背景知识、社会习惯等方面均作出详略有度、简繁适当的解释和说明。读者可以根据不同需要，灵活使用，达到事半功倍的效果。全书考试题均附有标准答案，可供读者查阅。

目 录

第1課	日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明	1
第2課	日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約	6
第3課	平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する 日中共同宣言	10
第4課	日本社会の「強迫観念」	19
第5課	伊呂波歌と伊呂波がるた	24
第6課	日本の科学技術	33
第7課	日本の第三次産業	40
第8課	祭り日本人	44
第9課	語らぬ文化	49
第10課	マンガと日本人	54
第11課	日本経済の読み方(上)	59
第12課	日本経済の読み方(下)	65
第13課	日本の「いえ」と家族	71
第14課	性差と文化	78
第15課	日本の高度成長と社会の変化	85
第16課	モータリゼーション	91
第17課	不思議の国ニッポン(一)	97
第18課	不思議の国ニッポン(二)	105
第19課	ニッポン見聞録(一)	113
第20課	ニッポン見聞録(二)	118

第 1 課

日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明

日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国国務院総理周恩来の招きにより、千九百七十二年九月二十五日から九月三十日まで、中華人民共和国を訪問した。田中総理大臣には大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官その他の政府職員が随行した。

毛沢東主席は、九月二十七日に田中角栄総理大臣と会見した。双方は、真剣かつ友好的な話し合いを行った。

田中総理大臣及び大平外務大臣と周恩来総理及び姬鵬飛外交部長は、日中両国間の国交正常化問題をはじめとする両国間の諸問題及び双方が関心を有するその他の諸問題について、終始、友好的な雰囲気の中で真剣かつ率直に意見を交換し、次の両政府の共同声明を発出することに合意した。

日中両国は、一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなろう。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。

日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである。

- 一 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
- 二 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。
- 三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。
- 四 日本国政府及び中華人民共和国政府は、千九百七十二年九月二十九日から外交関係を樹立することを決定した。両政府は、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の大使館の設置及びその任務遂行のために必要なすべての措置をとり、また、できるだけすみやかに大使を交換することを決定した。
- 五 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求

を放棄することを宣言する。

- 六 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。

両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

- 七 日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。
- 八 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。
- 九 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の関係を一層発展させ、人的往来を拡大するため、必要に応じ、また、既存の民間取決めをも考慮しつつ、貿易、海運、航空、漁業等の事項に関する協定の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。

千九百七十二年九月二十九日に北京で

日本国内閣総理大臣	田中角栄(署名)
日本国外務大臣	大平正芳(署名)
中華人民共和国国务院総理	周恩来(署名)
中華人民共和国外交部長	姬鵬飛(署名)

言葉と知識のポイント

1. ~の招きによる

- ① 日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国国务院総理周恩来の招きにより、千九百七十二年九月二十五日から九月三十日まで、中華人民共和国を訪問した。
- ② 日本政府の招きにより、訪日団一行が東京を訪れた。
- ③ 今回の訪問は、公式訪問ではなく、個人の招きによるものです。

2. 新たな一頁を開く

- ① 戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなろう。
- ② この度の海外赴任により、あらゆる意味で人生に新たな一頁を開きました。
- ③ 今の状態では、苦境を克服し、社運に新たな一頁を開くことはとても不可能であろう。

3. 「平和共存の五原則」：主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存(互相尊重主权及領土完整, 互不侵犯, 互不干渉内政, 平等互利, 和平共处)

4. 1972年の中国外交: 2月アメリカ大統領ニクソン訪中、「上海宣言」。9月日本国総理

大臣田中角栄訪中、中日国交樹立。

5. ポツダム宣言:第二次世界大戦末期の1945年7月、アメリカ、イギリス、中国3国により発表された、ヨーロッパの戦後処理と対日戦争終結のための宣言。ソ連は対日参戦と同時に参加。アメリカ大統領トルーマン、イギリス首相チャーチル(途中からアトリー)、ソ連首相スターリンの三巨頭がベルリンの郊外のポツダムで会談、中国の同意を得て発表した。日本軍国主義者・戦争指導勢力の除去、連合軍による軍事占領、カイロ宣言による領土制限、民主化の促進、戦犯の処罰などを条件に、無条件降伏の最後の機会であることを通告。日本政府は初め黙殺したが、広島・長崎への原爆投下とソ連参戦により、8月14日宣言を受諾。翌15日日本国内に公表し太平洋戦争が終了した。

テスト一:これらの単語、どう読みますか、書いてください。(各1点、計36点)

- | | | | |
|------------|------------|--------------|-------------|
| 1. 田中角栄() | 2. 大平正芳() | 3. 二階堂進() | 4. 小泉純一郎() |
| 5. 毛沢東() | 6. 周恩来() | 7. 姬鵬飛() | 8. 江沢民() |
| 9. 胡錦濤() | 10. 温家宝() | 11. 国交正常化() | 12. 一衣帯水() |
| 13. 発出() | 14. 損害() | 15. 痛感() | 16. 善隣() |
| 17. 合致() | 18. 樹立() | 19. 唯一() | 20. 相違() |
| 21. 反省() | 22. 遂行() | 23. 賠償() | 24. 慣行() |
| 25. 恒久() | 26. 威嚇() | 27. 海運() | 28. 覇権() |
| 29. 締結() | 30. 考慮() | 31. 随行() | 32. 終始() |
| 33. 漁業() | 34. 憲章() | 35. 設置() | 36. 措置() |

テスト二:次の言葉を、日本語に訳してください。(各8点、計64点)

1. 日本国总理大臣田中角栄应中华人民共和国国务院总理周恩来的邀请,于一九七二年九月二十五日至九月三十日访问了中华人民共和国。陪同田中角荣总理大臣的有大平正芳外务大臣、二阶堂进内阁官房长官以及其他政府官员。
2. 毛泽东主席于九月二十七日会见了田中角荣总理大臣,双方进行了认真友好的谈话。
3. 中日两国是一衣带水的邻邦,有着悠久的传统友好历史。
4. 中日两国尽管社会制度不同,应该而且可以建立和平友好关系。
5. 中华人民共和国政府重申:台湾是中华人民共和国领土不可分割的一部分。
6. 互相尊重主权和领土完整、互不侵犯、互不干涉内政、平等互利、和平共处。
7. 用和平手段解决一切争端,不诉诸武力和武力威胁。
8. 战争状态的结束,中日邦交的正常化,两国人民这种愿望的实现,将揭开两国关系史上新的一页。

(付録)

中华人民共和国政府和日本国政府联合声明

日本国内阁总理大臣田中角荣应中华人民共和国国务院总理周恩来的邀请,于一九七二年九月二十五日至九月三十日访问了中华人民共和国。陪同田中角荣总理大臣的有大平正芳外务大臣、二阶堂进内阁官房长官以及其他政府官员。

毛泽东主席于九月二十七日会见了田中角荣总理大臣。双方进行了认真、友好的谈话。周恩来总理、姬鹏飞外交部长和田中角荣总理大臣、大平正芳外务大臣,始终在友好气氛中,以中日两国邦交正常化问题为中心,就两国间的各项问题,以及双方关心的其他问题,认真、坦率的交换了意见,同意发表两国政府的下述联合声明:

中日两国是一衣带水的邻邦,有着悠久的传统友好的历史。两国人民切望结束迄今存在于两国间的不正常状态。战争状态的结束,中日邦交的正常化,两国人民这种愿望的实现,将揭开两国关系史上新的一页。

日本方面痛感日本国过去由于战争给中国人民造成的重大损害的责任,表示深刻的反省。日本方面重申站在充分理解中华人民共和国政府提出的“复交三原则”的立场上,谋求实现日中邦交正常化这一见解。中国方面对此表示欢迎。

中日两国尽管社会制度不同,应该而且可以建立和平友好关系。两国邦交正常化,发展两国的睦邻友好关系,是符合两国人民利益的,也是对缓和亚洲紧张形式和维护世界和平的贡献。

- (一) 自本声明公布之日起,中华人民共和国和日本国之间迄今为止的不正常状态宣告结束。
- (二) 日本国政府承认中华人民共和国政府是中国的唯一合法政府。
- (三) 中华人民共和国政府重申:台湾是中华人民共和国领土不可分割的一部分。日本政府充分理解和尊重中国政府的这一立场,并坚持遵循波茨坦公告第八条的立场。
- (四) 中华人民共和国政府和日本国政府决定自一九七二年九月二十九日起建立外交关系。两国政府决定,按照国际法和国际惯例,在各自的首都为对方大使馆的建立和履行职务,采取一切必要措施,并尽快互换大使。
- (五) 中华人民共和国政府宣布:为了中日两国人民的友好,放弃对日本国的战争赔偿要求。
- (六) 中华人民共和国政府和日本国政府同意在互相尊重主权和领土完整、互不侵犯、互不干涉内政、平等互利、和平共处的各项原则基础上,建立两国间持久的和平友好关系。遵守上述原则和联合国宪章的原则,两国政府确认,在互相关系中,用和平手段解决一切争端,不诉诸武力和武力威胁。
- (七) 中日邦交正常化,不是针对第三国的。两国任何一方都不应在亚洲和太平洋地区谋求霸权,每一方都反对任何其他国家或集团建立这种霸权的努力。
- (八) 中华人民共和国政府和日本国政府为了巩固和发展两国间的和平友好关系,同意进行以缔结和平友好条约为目的的谈判。
- (九) 中华人民共和国政府和日本国政府为进一步发展两国间的关系和扩大人员往来,根

据需要并考虑到已有的民间协定,同意进行以缔结贸易、航海、航空、渔业等协定为
目的的谈判。

中华人民共和国总理

周恩来(签字)

中华人民共和国外交部长

姬鹏飞(签字)

日本国内阁总理大臣

田中角荣(签字)

日本国外务大臣

大平正芳(签字)

1972年9月29日于北京

第 2 課

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

日本国及び中華人民共和国は、千九百七十二年九月二十九日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を発出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもって回顧し、前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国	外務大臣 園田 直
中華人民共和国	外交部長 黄 華

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

- 1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互惠並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。
- 2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

第二条

両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めるべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

第三条

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互惠並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。

第四条

この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

第五条

1 この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。
この条約は、十年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の満了の際またはその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百七十八年八月十二日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国のために	園田 直(署名)
中華人民共和国のために	黄 華(署名)

言葉と知識のポイント

1. ~より解決する

- ① 相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決する。
- ② この問題は相談により解決するしかない。
- ③ 山積している問題は複雑で、同じ手段により解決することはできないだろう。

2. ~を訴える

- ① 裁きを願う。告訴する。「お上に訴える」
- ② 不平・苦情などを言う。「苦痛を訴える」
- ③ 解決のためにある手段を用いる。「武力又は武力による威嚇に訴えない」

3. いずれの~においても

- ① 両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めるべきではない。
- ② 人間はいずれの場合においても嘘をつくことは許せない。
- ③ いずれの場合においても自分の考えを持つことは大事だ。

4. ~に影響を及ぼす

- ① この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。
- ② 今度の事件は両国の関係に影響を及ぼすだろう。
- ③ 彼は周りに影響を及ぼす力がない。

5. ~を求める

- ① 得ようとして探す。「職を求める」「覇権を求める」

② 要求する。請求する。「責任ある回答を求める」

③ 心の中で願う。「幸福を求める」「成功を求める」

テスト一:これらの単語、どう読みますか、書いてください。(各1点、計20点)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 回顧() | 2. 厳格() | 3. 遵守() | 4. 憲章() |
| 5. 尊重() | 6. 寄与() | 7. 強固() | 8. 全権() |
| 9. 妥当() | 10. 締約() | 11. 効力() | 12. 存続() |
| 13. 文書() | 14. 予告() | 15. 証拠() | 16. 署名() |
| 17. 調印() | 18. 本書() | 19. 批准() | 20. 前記() |

テスト二:次の文の括弧に後ろの中国語の意味に則して適当な言葉を入れてください。
(各2点、計40点)

1. 両国政府()両国民の()の友好関係が新しい()の上に大きな発展を()ている。(以及 之间 基础 取得)
2. 満足の意を()回顧する(怀着)
3. 両国間の平和友好関係を()にし、()させる()、平和友好関係を()することに()した。(加强 发展 为了 缔结 决定)
4. 両締約国は、()及び()の相互尊重、相互不可侵、()に対する相互()、平等及び互惠並びに平和共存の()の基礎の上に、両国間の()平和友好関係を発展させるものである。(主权 领土完整 内政 不干涉 各项原则 持久的)
5. アジア及び世界の平和及び安定に()する(贡献)
6. 両国間の経済関係及び文化関係の()の発展並びに両国民の交流の()の()に努力する。(进一步 促进 为了)

テスト三:次の言葉を日本語に訳してください。(各5点、計40点)

1. 确认上述联合声明是两国间和平友好关系的基础。
2. 确认联合国宪章的原则应予充分尊重。
3. 希望对亚洲和世界的和平与安定作出贡献。
4. 决定缔结和平友好条约。
5. 本条约不影响缔约各国同第三国关系的立场。
6. 双方全权代表在本条约上签字盖章,以昭信守。
7. 本条约须经批准,自在东京交换批准书之日起生效。
8. 本条约于1978年8月12日在北京签订,共两份,每份都用中文和日文写成,两种文本具有同等效力。

(付録)

中华人民共和国和日本国和平友好条约

中华人民共和国和日本国满意地回顾了自一九七二年九月二十九日中华人民共和国政府和日本国政府在北京发表联合声明以来,两国政府和两国人民之间的友好关系在新的基础上获得很大的发展;确认上述联合声明是两国间和平友好关系的基础,联合声明所表明的各项原则应予严格遵守;确认联合国宪章的原则应予充分尊重;希望对亚洲和世界的和平与安定做出贡献;为了巩固和发展两国间的和平友好关系;决定缔结和平友好条约,为此各自委派全权代表如下:

中华人民共和国委派外交部长黄华;

日本国委派外务大臣园田直。

双方全权代表互相校阅全权证书,认为妥善后,达成协议如下:

第一条

1. 缔约双方应在互相尊重主权和领土完整、互不侵犯、互不干涉内政、平等互利、和平共处各项原则的基础上,发展两国间持久的和平友好关系。
2. 根据上述各原则和联合国宪章的原则,缔约双方确认,在相互关系中,用和平手段解决一切争端,而不诉诸武力和武力威胁。

第二条

缔约双方表明:任何一方都不应在亚洲和太平洋地区或其他任何地区谋求霸权或反对任何其他国家或国家集团建立这种霸权的努力。

第三条

缔约双方将本着睦邻友好的精神,按照平等互利和互不干涉内政的原则为进一步发展两国之间的经济关系和文化关系,促进两国人民的往来而努力。

第四条

本条约不影响缔约各方同第三国关系的立场。

第五条

1. 本条约须经批准,自在东京交换批准书之日起生效。本条约有效期为十年。十年以后,在根据本条第二款的规定宣布终止以前,将继续有效。
2. 缔约任何一方在最初十年期满时或在其后的任何时候,可以在一年以前,以书面预告通知缔约另一方,终止本条约。双方全权代表在本条约上签字盖章,以昭信守。本条约于一九七八年八月十二日在北京签订,共两份,每份都用中文和日文写成,两种文本具有同等效力。

中华人民共和国全权代表
黄华(签字)

日本国全权代表
园田直(签字)

第 3 課

平和と発展のための友好協力パートナーシップの

構築に関する日中共同宣言

日本国政府の招待に応じ、江沢民中華人民共和国主席は、1998 年 11 月 25 日から 30 日まで国賓として日本国を公式訪問した。この歴史的意義を有する中国国家主席の初めての日本訪問に際し、江沢民主席は、天皇陛下と会見するとともに、小渕恵三内閣総理大臣と国際情勢、地域問題及び日中関係全般について突っ込んだ意見交換を行い、広範な共通認識に達し、この訪問の成功を踏まえ、次のとおり共同で宣言した。

一

双方は、冷戦終了後、世界が新たな国際秩序形成に向けて大きな変化を遂げつつある中で、経済の一層のグローバル化に伴い、相互依存関係は深化し、また安全保障に関する対話と協力も絶えず進展しているとの認識で一致した。平和と発展は依然として人類社会が直面する主要な課題である。公正で合理的な国際政治・経済の新たな秩序を構築し、21 世紀における一層揺るぎのない平和な国際環境を追求することは、国際社会共通の願いである。

双方は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵、平和共存の諸原則並びに国際連合憲章の原則が、国家間の関係を処理する基本準則であることを確認した。

双方は、国際連合が世界の平和を守り、世界の経済及び社会の発展を促していく上で払っている努力を積極的に評価し、国際連合が国際新秩序を構築し維持する上で重要な役割を果たすべきであると考え。双方は、国際連合が、その活動及び政策決定プロセスにおいて全加盟国の共通の願望と全体的意思をよりよく体现するために、安全保障理事会を含めた改革を行うことに賛成する。

双方は、核兵器の究極的廃絶を主張し、いかなる形の核兵器の拡散にも反対する。また、アジア地域及び世界の平和と安定に資するよう、関係国に一切の核実験と核軍備競争の停止を強く呼びかける。

双方は、日中両国がアジア地域及び世界に影響力を有する国家として、平和を守り、発展を促していく上で重要な責任を負っていると考え。双方は、日中両国が国際政治・経済、地球規模の問題等の分野における協調と協力を強化し、世界の平和と発展ひいては人類の進歩という事業のために積極的な貢献を行っていく。

二

双方は、冷戦後、アジア地域の情勢は引き続き安定の方向に向かっており、域内の協力も一層深まっていると考える。そして、双方は、この地域が国際政治・経済及び安全保障に対して及ぼす影響力は更に拡大し、来世紀においても引き続き重要な役割を果たすであろう

と確信する。

双方は、この地域の平和を維持し、発展を促進することが、両国の揺るぎない基本方針であること、また、アジア地域における覇権はこれを求めることなく、武力又は武力による威嚇に訴えず、すべての紛争は平和的手段により解決すべきであることを改めて表明した。

双方は、現在の東アジア金融危機及びそれがアジア経済にもたらした困難に対して大きな関心を表明した。同時に、双方は、この地域の経済の基礎は強固なものであると認識しており、経験を踏まえた合理的な調整と改革の推進並びに域内及び国際的な協調と協力の強化を通じて、アジア経済は必ずや困難を克服し、引き続き発展できるものと確信する。双方は、積極的な姿勢で直面する各種の挑戦に立ち向かい、この地域の経済発展を促すためそれぞれできる限りの努力を行うことで一致した。

双方は、アジア太平洋地域の主要国間の安定的な関係は、この地域の平和と安定に極めて重要であると考え、双方は、ASEAN 地域フォーラム等のこの地域におけるあらゆる多国間の活動に積極的に参画し、かつ協調と協力を進め、理解の増進と信頼の強化に努めるすべての措置を支持することで意見の一致をみた。

三

双方は、日中国交正常化以来の両国関係を回顧し、政治、経済、文化、人の往来等の各分野で目を見張るほどの発展を遂げたことに満足の意を表明した。また、双方は、目下の情勢において、両国間の協力の重要性は一層増していること、及び両国間の友好協力を更に強固にし発展させることは、両国国民の根本的な利益に合致するのみならず、アジア太平洋地域ひいては世界の平和と発展にとって積極的に貢献するものであることにつき認識の一致をみた。双方は、日中関係が両国のいずれにとっても最も重要な二国間関係の一つであることを確認するとともに、平和と発展のための両国の役割と責任を深く認識し、21 世紀に向け、平和と発展のための友好協力パートナーシップの確立を宣言した。

双方は、1972 年 9 月 29 日に発表された日中共同声明及び 1978 年 8 月 12 日に署名された日中平和友好条約の諸原則を遵守することを改めて表明し、上記の文書は今後とも両国関係の最も重要な基礎であることを確認した。

双方は、日中両国は二千年余りにわたる友好交流の歴史と共通の文化的背景を有しており、このような友好の伝統を受け継ぎ、更なる互惠協力を発展させることが両国国民の共通の願いであるとの認識で一致した。

双方は、過去を直視し歴史を正しく認識することが、日中関係を発展させる重要な基礎であると考え、日本側は、1972 年の日中共同声明及び 1995 年 8 月 15 日の内閣総理大臣談話を遵守し、過去の一時期の中国への侵略によって中国国民に多大な災難と損害を与えた責任を痛感し、これに対し深い反省を表明した。中国側は、日本側が歴史の教訓に学び、平和発展の道を堅持することを希望する。双方は、この基礎の上に長きにわたる友好関係を発展させる。

双方は、両国間の人的往来を強化することが、相互理解の増進及び相互信頼の強化に極めて重要であるとの認識で一致した。

双方は、毎年いずれか一方の国の指導者が相手国を訪問すること、東京と北京に両政府間